

第11回熊本市空家等対策協議会議事録

- 1 日時：令和5年(2023年)9月1日(金) 10:30~12:00
- 2 場所：桜の馬場 城彩苑 多目的交流施設(観光案内所2階)
- 3 出席者：別添のとおり
- 4 報告・議事

【報告】前回の空家等対策協議会について

【議事】熊本市空家等対策計画改定(骨子案)について

5 配布資料

- ・席次表
- ・委員名簿

【報告・議事資料】

- ・資料1 前回の熊本市空家等対策協議会について
- ・資料2 熊本市空家等対策計画改定(骨子案)

6 議事録

< 開会 >

【司会】

定刻となりました。ただいまより、第11回熊本市空家等対策協議会を開始いたします。委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席賜り、誠にありがとうございます。本日の司会は、空家対策課、古賀が担当いたします。

それでは、配布資料のご確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りしておりますのは、次第、席次表、委員名簿、報告資料として、資料1 前回の熊本市空家等対策協議会について、資料2 熊本市空家等対策計画改定(骨子案)、委員の皆様にはお手元には、熊本市空家等対策計画の冊子のほか、熊本市空家等対策計画に伴う実態把握調査 集計結果や空き家法改正の概要等の参考資料を綴じておりますので、必要な際にご活用ください。全部で5点の紙資料と1点のファイルをお配りしております。お手元の資料に不備等がありましたらお知らせください。なお、配布しておりますファイルは閉会后回収させていただきますので、机においたままお帰りくださいますようお願いいたします。

なお、本協議会は、「熊本市空家等対策協議会運営要綱第9条」に基づき、公開で行っております。

また、本日は、18名中15名のご出席をいただいております。熊本市空家等対策協議会運営要綱第6条第3項に基づき、この協議会が成立していることをご報告いたします。なお、本日は、新任委員をご紹介します。熊本県警察本部 生活安全企画課 犯罪抑止対策室長 辻直樹様でございます。よろしければ一言ご挨拶をお願いいたします。

それでは、会次第に沿って、進めさせていただきます。

< 会長挨拶 >

【司会】

それでは「次第2 会長挨拶」に移ります。本日は、会長である市長が公務のため欠席です。事務局を代表して、熊本市都市建設局住宅部の東野が挨拶を申し上げます。東野部長をお願いします。

【東野住宅部長】

第11回「熊本市空家等対策協議会」の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。本日は、会長である市長が公務のため、出席ができませんでしたので、代わりに住宅部の東野がご挨拶させていただきます。委員の皆様、本日は大変お忙しい中、本協議会へご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年3月に開催した空家等対策協議会では、熊本市空家等対策計画改定に伴う検証・研究を基に作成した計画改定に向けての方向性（案）について説明させていただきました。委員の皆様からは、様々なご意見をいただきましたが、計画改定に向けての方向性（案）についてはご了承をいただいたところです。

本日は、いただいたご意見を踏まえて作成した計画改定の骨子案について、このあと事務局からご説明させていただきますが、皆様からのご意見等を頂戴することで、次の素案へつなげていきたいと考えております。

委員の皆様方には、それぞれ専門的なお立場から忌憚のないご意見を賜りますとともに、安心な暮らし・良質な住まい・住みやすいまちの実現に向け、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

< 議長選出 >

【司会】

続きまして、「次第3 議長選出」に移らせていただきます。本日、議長である市長が欠席ですので、運営要綱第4条第2項及び第6条第2項において、会長がやむを得ず欠席する場合には、副会長が議長となることを規定しております。よって、今回の議長は 田中副会長にお願いすることとなります。田中副会長、よろしく願いいたします。

< 議事録の署名者指名 >

【司会】

続きまして、「次第4 議事録の署名者指名」に移ります。本日の議事録についての署名者の指名をさせていただきます。運営要綱第10条第3項より、署名者は議長及び議長が指名する委員2名となっておりますので、本日の議長として、田中副会長より指名をお願いいたします。

【田中副会長】

辻委員と、田中之博委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【司会】

議事録の署名者として辻委員と、田中委員の指名がありました。よろしくお願いいたします。それでは、このあとの進行は、議長である田中副会長にお願いいたします。

< 報告・議事 >

【田中副会長】

では早速、「次第5 報告・議事」に移りたいと思います。報告が2件ございます。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

事務局より報告いたします。

-説明（略）-

【田中副会長】

事務局より2つの報告がありましたが、これについて委員の皆様からご意見はございますか。

私から最初に確認ですが、資料2の赤字の部分が、今回付け加えたところでよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【榮委員】

資料2の10ページについて、赤字で基本方針4が付け加えられていますが、これに関しては今回新しく資料に入ってきたと思いますが、もう少し詳しく説明してもらえますか。

地域の空家相談員ということで、基本的にどういう活動をするのか決まっているのでしょうか。

【事務局】

地域の空家相談員というのは、京都市で取り入れられており、市の研修を受けた、実務経験のある宅地建物取引士が、地域の空家相談員として京都市では区ごとに登録してもらって、空き家所有者や地域住民から空き家の賃貸、売却、活用について身近に相談を受けてもらう仕組みです。相談内容が相続問題や税金等、専門的な話となる場合は、弁護士会、司法書士会、行政書士会に取りつないでいただき、連携していく仕組みを考えているところです。

【榮委員】

相談員は定期的に見回るものなののでしょうか、市役所に相談した人に対して、相談員を派遣することになるのでしょうか。

【事務局】

派遣という考え方もありますし、市のホームページに相談員の名簿を掲載して、区役所とも連携しながら、空き家所有者や地域の人に、案内していく仕組みとしていくことを想定しています。

【小山委員】

基本方針4に連携体制の強化を加えられたことはいいことだと思います。

具体的に細かいところまで決められていないのが現状だと思います。

今日は防災の日です。防災の第一歩は地域のコミュニティだと盛んに言われていますが、一昨日熊本市健康まちづくり21という基本方針をつくる会議に出たところです。

それを作るために市民3,700人にアンケートを取った結果として、地域で取り組むべき健康づくり対策でもっとも必要なことは何かと答えたのが、地域のふれあいと回答があります。行政がされることについては、基本、地域のコミュニティを打ち出していただくと空家対策につながると思います。いつも言われるのは、行政は縦割りで、連携といわれても実際繋がりが薄いのが現状です。

【事務局】

今のご意見に対しまして、地域のふれあい、地域のコミュニティについてはキーになってくると思います。

地域に空き家相談員をおくのは、空家対策課が行ったアンケートの回答にも気軽に相談できる場が欲しいという意見があり、他都市の事例を探す中で、京都市の地域相談員という仕組みがあり、実際に京都市に行って話を聞いてきたところでございます。

地域相談員ということで区ごとに登録することと考えていますが、最終的には校区に一人はこういう相談員がいてもらうといいのかと思います。

また、市が行う相談会等も考えておりますが、開催日とのタイミングが合わないという意見もあり、そういうことも鑑みて、気軽にいける場が、行く行くはふれあいとかコミュニティに繋がればと思っております。

【田中副会長】

今の質問に関連しまして、京都市では地域コミュニティと地域相談というのはかみ合う工夫をしているのでしょうか。

【事務局】

京都市でも地域によって温度差があることは聞いています。まずは、積極的な地域の方から始めて、京都市の空家対策計画では最終的には全区を目標に、地域を広げて、地域に入り込んでいくように取り組まれているそうです。

10 ページの右下の図は、京都市が取り組まれていることを参考にイメージ図を示させていただきます。

積極的な地域、団体に空き家マップや台帳作成、空き家の現状を把握してもらい、空き家相談員や各種専門団体、専門家と連携しながら地域コミュニティの中で話をしていき、そこに空家対策課職員やまちづくりセンター職員が入り込んで支援やアドバイスを行っていくイメージとしております。

【小山委員】

基本的に空き家マップ、台帳作成は地域住民が行うということですか。

【事務局】

基本的には行政の方は支援をしていくということで、積極的な自治会をモデル地区として進めていきつつ、広げていければと考えております。

【小山委員】

地域は非常に厳しいですね。

今町内会の加入も20%とかの地域もありますし、私の経験からすると孤独死も多いですし、ご遺体も子どもですら引き取らないといった厳しい地域の現実があります。

安易に空き家マップを地域住民に作らせるというような考えは置いていただいて、やはり地域マップを作るのであれば、データのものは全部提供していただくといった、地域住民に負担のない形でないと、すべて調査というのが、地域における孤立の問題が福祉の中で大きな課題になっています。地域にどれくらい高齢者がいて孤立しているという調査依頼が健康福祉課から民生委員に来たんですが、何かと地域のお願いしますとありますが、そういうところをご配慮いただきまして、負担のないような形を考えていただければと思います。

そして、先ほど申し上げたように、行政は地域のコミュニティ作りにお力をいただきたいです。

【植村委員】

今のご意見でございしますが、行政の方にすべて任せるとなると、すごいマンパワーが必要で、今のままの人数ではとてもじゃないけどできる問題ではないと思います。

近年弱体してはおりますが、やはり地域やいろんなところが協力していこうという体制になっております。また、ほとんどの校区で防災の委員会が発足されております。

そこで、やはり空き家というものは防災に対しても、大変重要なウエイトを占めるのではないかと思います。私たちの校区では、防災は自分たちの命にかかわることですから、どこに何がある、何をどうすれば災害が起きた時に対応できるか、年に何回も話し合っております。地域連携というのはそのようなことではないかと思いますので、ポイントとなる校区から広げていくというのは大事なことだと思います。

私たちも大変お世話になったのですが、非常に危ない空き家が、隣の校区にありました。被害に遭（あ）うのはうちの校区であって、いろんな点で隣の校区と（天明校区と川尻校区で）、何回も話をしました上に、空家対策課にも入っていただき、警察、それから老健施設に入っただいて解決できました。ですから、やはり地域でもしていけないと、自分たちのことに関わってくるので、やはり、いろんな方々が連携を取りながら、できないところは行政にお願いしてというような形をとっていかないと、とても熊本市全部の校区が、空き家対策に取り組んで行くというのは難しいのではないかと思いますし、校区であればどこに空き家があるかすぐにわかります。ですから、協力できるところは地域団体として協力はしていきたいと私は思います。

【田中副会長】

小山委員も行政に全部やらせるという話ではないですね。

【小山委員】

はい。そうです。

【田中副会長】

地域がきちんと連携して、行政が支援して、地域コミュニティに繋がり、空き家相談員も絡みながら全体的に解決を図っていくということは同じ意見だと思います。

【事務局】

ご意見いただき、改めて連携が必要だと思っています。行政として、空家対策課があって、区役所にはまちづくりセンターがありますので、行政と一緒にということがキーワードになってくるとと思いますので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

【田中副会長】

そこで、私からの意見ですが、10ページの下の方の2つの図が連携していないのですよ。地域相談員がいて、地域の方が相談をし、行政がサポートするというのが左で、右を見ると地域と専門家が連携して行政がサポートするという2つの話が平行して書いてあるので、これを統合しないと、今の話に繋がっていかないので、是非2つの図を連携して、今のような話に繋げていただきたいと思います。

【事務局】

10ページ下のイメージ図は素案には盛り込めるよう、検討させていただきます。

【大久保委員】

基本方針4の「連携体制の強化」について、右側の内容について、一つずつお願いと意見を述べさせていただきます。

まず、京都市の事例については、京都は私も行ったのですが、接道がなくて建て替えができないということで、リフォームをするとなると地域で動かないとできないという点があるのと、もう一つ、民泊等で外国の方が来られているということで地域がある程度動いているのかなと思いますので、京都の例を参考にしながら、熊本は熊本の状況を見ながら、仕組みを作っていただければと思います。

それから、二番目については、先程意見が出ていましたように、全部の地区同時は難しいと思いますので、空き家に対する活動が活発なところをモデルとしていただいて、場合によってはコンサルを派遣していただくとかというような形で地域を支援していただくのも一つの方法かなと思いますので、行政と地域と専門家の3者で対応できる形ができればと思います。

それから、「NPO法人等の空き家等活用支援法人への指定」については、イメージとしては今の段階でないとは思いますが、こういったところが想定されるかについては今後検討していただきたいと思います。

それから「(2) 庁内関連部局との連携による施策等の相乗効果」については、今日もこの場に、ここに記載されるような都市政策とか福祉の方とか来ていただくと、非常にいいなと思ったのですが、なかなか都合がつかなかったかなと思うのですが、特に住宅とか空き家に関しては、福祉や都市政策に絡んできますので、今後は、このような会議の場に同席していただければと思います。

【田中副会長】

一点目に言われた、接道がないからリフォームをするのに地域のサポートが必要、というのはどういうことですか。

【大久保委員】

京都では、空き家を活用するにあたってリフォームして地域活動に使われており、行政の職員と地域自治会が一緒になって使い方などを検討する仕組みをつくられているので、行政もそういった職員を配置しておりますし、地域も一所懸命やられるところは行政にお願いして一緒に活動をしていくということをされています。

【田中副会長】

活動とか、使い方ということを地域で考えて運営されているのですね。

【大久保委員】

地域に行政がサポートすることに加えて、先程言いましたように専門家のサポートが入ってくるといいかと思います。

【田中副会長】

それは、京都ではたくさん事例があるのですか。

【大久保委員】

私がいったところは一か所だけですのですべてはわかりませんが、たぶん、他にも活動されているかと思いますが、民泊についてはいろんな業者が入ってきた地域に関しては、自治会、子ども会、防災関係の団体が一緒に取り組まれているところもありますので、少しは参考になると思います。

【田中副会長】

その辺は、小山委員がおっしゃられた地域コミュニティのきっかけ作りに繋がっていく可能性もありますよね。

関連して、8ページについて説明されたときに、リフォーム補助を行うが、ばらまきにならないように福祉だとか、関係部局と連携して対応するという説明があったと思いますが、今の久保委員のリフォーム補助ということと、この会議体に福祉など関係部署職員に来てほしいという意見に関係すると思うのですが、ばらまきにならないようにいろんな部署と連携するという意味をもう少し説明してもらえませんか。

【事務局】

8ページの右下に、北九州市の事例を記載しております。ここには詳しい記載はありませんが補助対象とする工事部分が、子育てのための改修であったり、高齢者のための改修であったり、省エネ関係の改修であったりを補助対象として40万円の補助を出されています。子育て世帯に限った補助を募集したら限定的と指摘を受けられたりして、補助要件や金額を変更しながら運用しているという話を伺っていますので、熊本市としてもリフォーム補助を導入し、詳細については住宅政策、子育て政策、都市政策といった関連部署ともしっかりと話をし、具体的な要件等を固めていきたいと考えているところです。

【田中副会長】

わかりました。そうでしたら、なおさら、この会議にいろんな部署に来ていただいた方がいいですね。

【事務局】

その件につきましては、庁内の空家対策会議を30課の会議体を組織しておりますので、今回の協議会の議事録であったり、ご意見を紹介したりしながら、庁内で連携体制を図っていきたいと考えております。今日は都市政策課から職員は来ていますが、関連部署職員の協議会参加については検討させていただきたいと思っております。

【田中副会長】

説明を聞くとよくわかったので、8ページの内容の中にそのエッセンスを盛り込んでいただいた方がいいと思います。文面だけだとよくわからなかったのでよろしく願います。

【事務局】

今回示しているのが骨子案ということで、あらすじ的な内容となっております。今のような話になると、予算が絡むこととなるので、庁内的な調整が厳しい中での提示になるため、このような形となりました。今後、素案では盛り込んで表現していきたいと思っておりますのでよろしく願います。

【田中副会長】

よろしく願います。他はいかがでしょうか。

【大久保委員】

先ほど孤独死の話がでましたが、賃貸住宅経営の中でも問題になっております。高齢者が孤独死されたあと、契約の解除が相続人になったりして、残置物が非常に問題となっているところで、国交省がモデル事業を作ったのですが、ほとんど利用されていない状況です。

今年度モデル事業を一つとって、調査しようとしているのですが、残置物の処分については空き家についても問題になるのかと思っております。賃貸住宅のモデル事業の中で保険制度を研究しようかと思っております。相続された方が、処分されたり、空き家を解体されたりという時に、自己資金では厳しい状況がありますので、火災保険の中にできる場所もあるのですが、数が揃ってくれば、空き家の相続とか残置物の処分とか含めて、保険商品としてできれば、特に相続人の方は、処分等しやすくなるのではないかと思います。予防、利活用、適正管理の情報提供の中で、既存の保険制度や、今後こういったことを検討していますといったことを情報提供していただきながら、予防の前の段階で、まだ元気に住んでいる人がいるうちに親族が保険制度を含めて考えていただけるよう検討していただきたいと思っております。保険については、空家対策課でも検討していただければと思います。

【田中副会長】

ありがとうございました。

保険制度については7ページの予防の部分に適正管理を含めた内容でしょうか。

【大久保委員】

例えば空き家が壊れて被害を及ぼした時の保険がございますし、火災保険の中にも一部あったりしますので、それといろいろな組み合わせがあればと思いますので、適正管理のところでも保険制度は絡んでくると思っています。

【田中副会長】

9ページのところですか。適正管理の中に、予防的な対応をとということですか。

【大久保委員】

そうです。それと事故があったときの対応ということです。

【事務局】

今の問題については、アンケートの中で、親が入院していて物置代わりに使っていて、亡くなられてから動産が残っているため、解体に踏み込めないという話もありました。保険の商品について研究されることについて、非常に有難いことです。空家対策課ではリフォーム関係の銀行ローンの紹介は行っております。今後、保険商品としてできれば、積極的に紹介したいと思います。

【井口委員】

空き家問題について長く関わらせていただいておりますが、今、相続登記の義務化もありますし、所有者不明の空き家、所有者がわかっている空き家、いろいろ種類があると思います。それぞれのところで情報はあると思うのですが、これからデジタル化に向かう中で、データベースをしっかりと作り上げていくことは重要であると思っております。

以前も話したのですが、一つ一つの空き家の情報というのが、極端な話、地図上でクリックすると、その情報が集約されたものを見ることができる。それは、表向きは公開されていなくても、建築確認で閲覧をする時には、押せば建築確認の情報が出てくるシステムがあるわけですので、それが利用できないのかなと思っています。それは膨大な数だとは思いますが、地域で得られた情報を、それを建物の情報として集約して、それと、ここで言われている宅建士の方が得られた情報を、これは見込みがあるとか、見込みがないとかあるとは思いますが、情報を集約していくことを最初からしておかないと、後々集約していくのは非常に大変だと思いますし、もし今後、予算の関係はあると思いますが、コンサルとか、どこかにこの事業をそっくりお願いすることになると、これまでみんなが動いたことが無駄になることがありますし、役所でも職員が異動していくと思いますし、私たちも代わっていくし、デジタル化が何のために進められているかというところと少子化の問題があると思うので、ここを含めたところで考えていただきたい。どこかにデータを集約する会社を入れるという

のも一つの案なのかと思います。

【田中副会長】

予算が絡むことなので難しいとは思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

平成30年に空家等対策計画を策定する段階で、実態調査を実施してわかった約3,700件の空家等（1年以上の空き家）をデータ化して空家対策課で保有しています。現在は、実態調査後に市民の方から相談等を受けたその他の空家等をデータに追加してきています。

庁内で連携すべき問題ですので、各区の総務企画課や、生活衛生課との連携を進めているところです。ただ、この情報を公開するとなると、防犯上の問題で、空き家が空き巣に狙われたケースもあり、取扱いがシビアになってくると思います。当然、先程話が出ました建築指導課とも連携をとっております。

【井口委員】

建築指導課でのシステムを使って一般の方に公表するのではなく、こちらから問い合わせする時に、情報として教えていただくということで、全般的に見せるイメージではございません。

【事務局】

今の件につきましては、建築指導課と連携すればできることですので調整していきたいと思えます。

【榮委員】

結局は情報収集しないと何も変わりはないということですが、情報収集するにあたり民生委員さんの力を借りないといけないが、民生委員さんもいっぱいいっぱいというところがあったりするかと思います。

私も子どもが小中高といまして、ちょうど2学期が始まったものですから、今日の朝からも交通の旗振りをしてきましたが、その中でも、民生委員さんだったり、婦人会さんであったり、老人会さんであったり、自治会の皆さんが一生懸命に来ていただいて、交通整理を一緒にいただいています。

そのような状況で考えた時に、情報収集をするにあたり、学校では年度当初に、自治会の皆さんとか地域の皆さんとか呼んで学校の中で会議をする場合があります。

そちらから空き家を挙げてくださいというのも難しいものですから、行政から出席していただいて、こういう問題があるとか、あそこの地域は子ども達が危ないということを把握していただいて、まずは、危険地域を把握していただければよいのではないかと思います。

漠然と、あれをしましよと言っても中々難しいものですから、今、D、Eランクの危険

空家をどうにか、早くして欲しいというのが、市民の一番の相談なので、年1回の集まりに行政からも参加してもらい、把握してもらえればと思います。

【事務局】

今の件につきましては、教育委員会やまちづくりセンターなど他部署にまたがる問題になります。そのような部署と連携を深めていきたいと考えており、庁内の空家対策会議の中でも提案して進めていきたいと思っております。

【井口委員】

地域の皆さんが集まられるというのは、自治協議会というのが校区にはございます。老人会、婦人会などすべての団体が入っており、私の校区も年に6～7回開催されています。

そこには、まちづくりセンターの職員の方もお見えになりますし、その時話し合うテーマの担当職員の方もおいでいただいております。多分、どこの校区にもそれはあると思いますので、PTAは年1回皆さんを集められるかもしれませんが、自治協議会の会議は年に何回も開催されていると思います。そこにはまちづくりセンターは必ず来られますし、その校区の問題があった時には、その担当部署の方も土曜だろうが、日曜だろうが、夜だろうがお見えいただいておりますので、そういうところと連携していただければ、多分いろんな情報は入ってくるかと思えます。

【田中副会長】

そのような地域の場にきちんと空き家に関する項目も入れてもらうとだいぶ違いますよね。それをきちんと、行政が把握するような仕組みを作れば、今あるものを活かしながらできることかと思えます。ありがとうございました。

【大久保委員】

14ページの現在の「6. 基本方針」のうち、除却については利活用のところで除却の強化が打ち出されておりました、今回の案では適正管理のところが除却の強化ということで、項目が移っています。利活用の中では空き家の活用と流通促進の強化と変更されていますが、除却が移ったのはなんでかというところ、利活用では確かに、空き家自体の活用もあると思うのですが、接道問題等いろいろあると除却も含めた形での土地も含めた利活用みたいなイメージもあるのかなと思いますので、方針1～3の書き方が変わったところがわかればと思ったのですが。

【田中副会長】

事務局いかがでしょうか。除却の強化が移っていますかね。

【大久保委員】

14ページの資料の中では利活用のところで除却の強化という表現があるのですが、今回の方は、適正管理のところに除却の強化が移ってしまっていて、その経緯と、私的には、利活用の中でも土地を含めた利活用という意味では、除却もイメージしていた方がいいのかなと思います。単に、空き家を活用することに加えて、除却も含めた形で対策をすると、利活用の一つになるかと思います。

【田中副会長】

利活用の方であった方がいいのではないかとということですか。

【大久保委員】

そうです。項目があったかどうかは別として、そこもイメージして素案に書いていただきたいと思います。

【事務局】

ありがとうございます。今回予防に入れたというのが、解体補助の拡充という意味で考えているのが、新耐震以前の建物については、今の市の補助制度としても耐震補強という、個人に対する補助はあるのですが、それに除却を含めたらどうかと考えているところで、予防に含めたところでございまして、利活用の方にも、今実施している補助制度がそちらにあったものですから、そこで表現していたという状況です。

【田中副会長】

予防の方に含めたとおっしゃられましたか。

【事務局】

元々は利活用に除却が入っていたのですが、今回、予防と利活用が入り混じっているのですが、管理不全になる前の空き家に対しても除却制度というのを予防として考えているということで、今回予防の方に除却の強化というのを入れています。

【田中副会長】

適正管理に入っていますよ。

【事務局】

3ページにあるD、Eランクの特定空家等が適正管理にある除却の対象と考えております。Cランク以上の空き家に対してどこまで対象とするかは、これから具体的に検討を進めていきますが、予防を含めた除却というのを、今回予防に盛り込ませているため、利活用から移しているのが今の案となっております。

【田中副会長】

逆じゃないですか。6ページを見るとそうは書いてないですが。

【大久保委員】

今、利活用に入っているのが、今回適正管理に移されたというのは、補助が現在は除却の補助はあるけれども、今後、適正管理の中で新たな補助制度を考えていくというところなので、そこに入れたということですかね。

【事務局】

そうです。

【大久保委員】

予防でなくて、適正管理に加えたということですね。補助制度もそういう形で考えていくということで、わかりました。予防、利活用の方にもイメージとして除却はあるのかと思いますので、無くさないで欲しいと思います。

【田中副会長】

一旦整理をお願いします。

【榮委員】

7ページの左下に、空き家にしない「我が家」の終活手帳」というのがありますが、これを皆さん見られたことありますか。これすごくいいのですよ。今自分が持っている不動産、それと加入している保険、通帳と、割とお年寄りの方には見やすいのではないかと思います。こういうのを、市の方でパンフレットの的にもっと作っていただいたら。どうしても市役所の書類は字が難しく、小さくて、伝わりにくいところがあるものですから、簡素化したものとして、見て頂ければよいかと思います。

【井口委員】

私もこれは市役所で見させていただきました。行政書士会で無料相談会とかセミナーを開く時に、これは是非広めたいと思ひまして、実は何冊か送っていただいて、そういうところで配布させていただきました。自分たちで作ろうと思うと大変なのですが、市で作っていただいたものをお配りしました。この内容はすごくいいなと思っています。

【事務局】

ありがとうございます。言っていただければ、たくさん在庫がありますので送らせていただきたいと思います。

【榮委員】

次回協議会の時に持ってきていただけたらいいと思います。

【事務局】

次回お持ちします。

【田中副会長】

他はいかがですか。ということで、いろんなご意見、ご質問ありがとうございました。

今日のご意見をまとめると、4の連携体制の強化を加えることに関して、多くのご意見をいただきました。

地域コミュニティの強化を、これからの素案作成に反映していただきたいというのは重要なことだと思います。

それと、地域の実情把握について、今の仕組みを活用しながら情報集約を含めて、きちんと把握していくのがものすごく重要なことは、加えていただきたいと思います。

それと、リフォーム補助の話がありましたが、これも庁内連携に関係すると思いますが、説明があったように、子育てとか省エネとか、必要な場所にきちんと補助がいきわたるような仕組みの構築と実行化あたりは、熊本市の実情を踏まえて検討、施策の構築がなされるべきだと思います。

細かい点については、確認、情報の整理をお願いします。

骨子ですから、方針とか考え方が重要だと思いますので、以上のような点で議論されました。

それでは、議事が終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

< 事務連絡 >

それでは、「次第6 事務連絡」に移ります。事務局より今後の予定につきまして、ご連絡をさせていただきます。本日の議事録につきましては、後日、本市ホームページで掲載予定でございます。本日は、議事録の署名者として議長の田中副会長に加え、辻委員と田中之博委員の指名がありましたので、事務局で議事録を作成次第、署名者の方々にはご連絡いたします。

承認をいただいた議事録は、他の委員の皆様にも、お知らせいたします。また、次回の第12回協議会の開催につきましては11月頃を予定しておりますが、決定次第、改めて委員の皆様にご連絡させていただきます。

< 事務連絡 >

それでは、以上をもちまして第11回熊本市空家等対策協議会を閉会させていただきます。事務局といたしましては、本日委員の皆様からいただいたご意見を今後の空家対策計画

の改定に活かしていきたいと思います。

本日は、皆様お忙しい中、誠にありがとうございました。

第11回熊本市空家等対策協議会出席者一覧

別添

	氏名
出席者	田中 智之 副会長
	糸田 由子 委員
	井口 由美子 委員
	植村 米子 委員
	大久保 秀洋 委員
	小山 登代子 委員
	金田 昌弘 委員
	榮 章二 委員
	坂口 豊一 委員
	須本 孝幸 委員
	田中 之博 委員
	辻 直樹 委員
	本田 睦子 委員
	宮本 智 委員
松本 尚子 委員	
欠席者	大西 一史 会長
	大日方 信春 委員
	原 彰宏 委員